朝霞市ひとり親家庭児童就学支度金
支給制度のご案内

✤就学支度金とは

朝霞市の制度として**翌年４月**に**小学校**に入学予定の児童を養育している母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、または父母のいない児童を養育している方にお子さんの入学準備に必要な費用の一部を助成するものです。

✤対象となる方は

次の１～４のすべてに該当する方です。

１　朝霞市在住で、**母子家庭の母**（※１）、**父子家庭の父**（※１）または、**父母のいない児童を養育している方**であること。

２　養育しているお子さんが、**令和８年４月**に**小学校**に入学予定であること。

３　市町村民税が**非課税世帯**（※２）であること。

４　**生活保護の受給中ではない**こと。

※１　配偶者と死別した場合や離婚した場合のほかに、配偶者が障害により、長期に渡って労働できない場合なども該当になりますので、ご不明な点がございましたら、お問合せください。

※２　市町村民税が非課税世帯とは、令和６年分の所得額により市町村が決定した市町村民税（均等割を含む）において、申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者（直系血族と兄弟姉妹）のそれぞれ全員に対して決定された税金額が、０円であった世帯のことです。

※注　課税台帳及び住民基本台帳の閲覧並びに生活保護の受給状況、その他、本年度の支度金の支給に関して必要な情報の確認をさせていただきます。

✤就学支度金の額

令和８年４月に小学校に入学する児童　一人につき　８，０００円

むさしのフロントあさか

✿受給を希望する方は

この制度の対象で就学支度金の受給を希望する方は、「ひとり親家庭児童就学支度金支給申請書」に、必要事項を漏れなく記入し、こども未来課に提出してください。

【申請書の他に必要なもの】

・令和７年１月１日現在の居住市町村が朝霞市ではない場合は、申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者全員の市町村民税非課税証明書

※児童扶養手当等を受給していない方は、別途、必要書類がありますのでお問合せください。

✿提出期限・提出先

提出期限：令和７年１２月２６日（金）

提 出 先：朝霞市こども未来課（市役所本館２階２５番窓口）

✿注意事項

〇受給資格があっても、提出期限を過ぎますと申請を受け付けできませんので、ご注意ください。

〇申請後、次の事由が発生した場合には、すみやかに、ご連絡ください。

①住所が変わったとき

②婚姻等でひとり親家庭ではなくなったとき

③振込口座に変更があったとき

〇受給要件に該当しなくなったにも関わらず、受給された場合には返還していただきますので、ご注意ください。

✿受給方法は

令和８年３月上旬に、申請書に記入していただいた金融機関の口座に振り込む予定です。なお、**振込先の口座は、申請者本人名義の普通預金口座に限ります。**

✿問い合わせ先

朝霞市こども・健康部こども未来課

℡０４８－４６３－２８３４（直通）

©むさしのフロントあさか